

1 実演芸術連携交流事業の趣旨

本事業は、国内外のプロデューサー、アートマネジメント人材、舞台スタッフ、実演家等の人的交流の促進を通じて、芸術文化を支えるグローバル人材の育成と、芸術文化の国内外への発信力の強化を図り、我が国の実演芸術の一層の振興に資することを目的として、平成27（2015）年度から文化庁が新たに開始したものです。

多様、多彩な実演芸術を創造し、あらゆる人々が享受できる環境を整備するとともに、国際的な発信、交流を推進するためには、実演芸術に携わる専門人材が不可欠です。芸術団体、劇場、音楽堂等、ならびにその担い手が連携し、実演芸術に携わる専門人材を育成する仕組みづくりが必要です。

本事業では、**国内専門家フェローシップ制度、実演芸術連携フォーラム、実演芸術国際シンポジウム**の三つの取組を通して、専門人材の育成と増強、専門家同士の交流を通じた発信基盤とネットワークの形成をねらいます。

なかでも、専門人材の能力向上には、豊富な経験と幅広いネットワークの構築が重要であり、このためには現職の職場だけに留まらない新たな学びの場、人的交流が必要です。

本事業では、多様な実務研修と交流の機会を提供する新たな制度として、**国内専門家フェローシップ制度**を構築しました。研修者、研修先、派遣元それぞれに研修にかかる費用の一部を支給し、短期間の研修では習得が困難な技術や経験、知識が得られるよう長期的な現場研修を実現する仕組みを作り出し、人材育成のための環境整備を目指しました。また、研修先のマッチングを事務局が担うことで、芸術団体、劇場、音楽堂等の枠組みや地域を超えた人材の交流を促しています。各地の中核的存在となり得る人材の発掘と育成を継続的に行うことで、後進の育成と、より強固な専門家ネットワークの構築を目指しています。

また、ジャンルや職域を超えた横断的なネットワークの構築のための情報交流の場として、**実演芸術連携フォーラム、実演芸術国際シンポジウム**を実施しました。実演芸術を取り巻く環境や、取組の事例と課題の共有、そして国内外の専門家同士の交流を促し、新たな事業展開へつなげることをねらっています。

なお、このような事業が開始した背景のひとつには、平成24（2012）年6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行されたことがあります。この法律で、芸術団体、劇場、音楽堂等の相互連携と、専門人材の必要性が言及されており、これらを実現するために必要な基盤形成を促すことは国、自治体の責務であるといえます。

2 事業実施の概要

本事業は、文化庁より公益社団法人日本芸能実演家団体協議会（以下、芸団協）が受託し、事務局を務めました。平成29（2017）年度は、前年度2月に企画提案の公募が行われ、4月初旬に芸団協への委託が決定し、事業が開始。以下の三つの取組を企画、実施しました。

1 国内専門家フェローシップ制度

新たな学びの場となる多様な実務研修と人的交流の機会を設けることで、能力向上とより強固な専門家ネットワークの構築を目的とした国内研修制度です。対象者の研修目的、研修計画に沿って、事務局である芸団協が研修先や研修内容のマッチングを行います。

2 実演芸術連携フォーラム

芸術団体と、劇場・音楽堂等とが手を携え、ともに実演芸術創造の未来を考えていくために、実務者同士の交流の場として実施するものです。国内における実演芸術分野の課題や先進事例を共有しながら、地域、ジャンル、職域を超えた交流を生み出し、実演芸術に携わる専門家同士のネットワークの形成と強化をねらいます。

「東京 2020 公認文化オリンピック」認証事業

3 実演芸術国際シンポジウム

実演芸術の担い手となる人材を育成し専門性を高めるとともに、これまでに各分野で個別に培われてきたネットワーク形成や国際的な協働の事例を、実演芸術分野全体の財産として課題を含めて共有し、ともに考えていくための国際シンポジウムです。実演芸術活動を国内外で展開し、さらに活動を継続していくために、多様な実演芸術の専門家同士の情報交流の機会を生み出し、横断的なネットワークの構築を促すことを目指します。

「東京 2020 公認文化オリンピック」認証事業

文化
オリンピック

